

証券コード 1824
平成23年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号
前田建設工業株式会社
代表取締役社長 小 原 好 一

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

また、このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号
当社 本店

場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第66期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役5名選任の件
第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.maeda.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過および成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア経済の拡大を背景とした輸出や生産の持ち直しにより、企業収益に改善の動きが見られましたが、雇用・所得状況の低迷、為替相場の円高傾向、デフレ状況の長期化等のなか、「東日本大震災」による生産活動や個人消費等の停滞もあり、景気は一段と厳しい局面を迎えました。

建設業界におきましては、民間住宅建設投資に一部持ち直しの兆しが見られたものの、公共投資は予算削減の影響により低調に推移し、依然として厳しい受注環境にありました。

このような状況のなかで、当社は「すべてのステークホルダーから最も信頼される企業となる」を基本理念とした中期経営計画（平成22年度～平成24年度）をスタートさせ、受注力・施工力の向上に努めてまいりました。また、飯田橋駅西口地区第一種市街地再開発事業の工事着手に伴い、本店を移転するとともに、当工事を環境経営のフラッグシップと位置付け、施工段階におけるCO₂排出量をトータルでゼロとすることを目指すなど、環境活動の活性化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比11.2%減の2,918億円余、営業利益は建設事業（建築事業および土木事業）が堅調でありましたが、不動産事業およびその他事業の利益の落ち込みにより19億円余となり、経常利益は13億円余となりました。また、飯田橋駅西口地区第一種市街地再開発事業に伴う移転補償金を特別利益に計上しましたが、投資有価証券評価損、販売用不動産評価損および貸倒引当金繰入額等を特別損失に計上したことにより、25億円余の当期純損失となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

[建設事業（建築事業および土木事業）]

当社グループの建設事業の売上高は前期比10.9%減の2,624億円余となり、セグメント利益につきましては、施工力の強化により完成工事総利益率は向上いたしました。しかしながら、売上高減少の影響により、前期比39.7%減の31億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は大型再開発事業の工事受注が寄与し、前期比25.4%増の2,042億円余、土木事業は国内工事の競争激化により前期比4.1%減の959億円余、受注高合計は前期比14.2%増の3,002億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事30.2%、民間工事69.8%でございます。

当社の主な受注工事は次のとおりであります。

本八幡A地区市街地再開発組合	本八幡A地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等新築工事（第I期）	（千葉県）
飯田橋駅西口地区市街地再開発組合	飯田橋駅西口地区第一種市街地再開発事業 業務・商業棟および住宅棟新築工事	（東京都）
香川県	香川県立中央病院建築工事	（香川県）
香港鐵路有限公司	MTR高速鉄道823A工区 タイコンポー〜チェオクチュントネル工事	（香港）
香港鐵路有限公司	MTR高速鉄道823B工区セッコン停車側線 および緊急救出待避線工事	（香港）

当社の売上高（完成工事高）につきましては、建築事業が前期比14.7%減の1,397億円余、土木事業が前期比11.1%減の1,017億円余、売上高合計は前期比13.2%減の2,414億円余となりました。これにより手持工事高（次期繰越高）は前期比19.5%増の3,612億円余となっております。

当社の主な完成工事は次のとおりであります。

さくらんぼ東根学校 P F I サービス株式会社	(仮称)東根市立神町小学校分離校整備等事業の うち本施設の整備に係る建設業務及び関連業務	(山形県)
オリックス不動産(株)	(仮称)川越産業団地五号地ロジ スティクスセンター新築工事	(埼玉県)
国土交通省関東地方整備局	圏央道城山八王子トンネル(その2)工事	(東京都)
国土交通省九州地方整備局	熊本合同庁舎A棟建築工事	(熊本県)
香港特別行政区拓展署	T3道路新設及び付帯道路建設工事	(香 港)

[不動産事業]

不動産事業は、土地・建物の賃貸や販売を中心に展開しておりますが、マンション販売戸数の減少等により、売上高は前期比44.2%減の72億円余となり、10億円余のセグメント損失となりました。

[その他事業]

その他事業は、建設資機材の製造販売業を中心にサービス業まで幅広く展開しており、売上高は前期比5.5%増の222億円余となりましたが、一部連結子会社の業績不振により、2億円余のセグメント損失となりました。

[当社の部門別受注高・売上高および次期繰越高]

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高
建設事業	(149,659) 145,588	204,288	349,877	139,704	210,172
	156,817	95,974	252,792	101,724	151,068
	(306,477) 302,406	300,262	602,669	241,428	361,240
不動産事業	146	6,600	6,746	6,260	486
合 計	(306,623) 302,553	306,863	609,416	247,689	361,727

(注) 前期繰越高は、発注者と契約解消の合意をしたことにより4,070百万円を減額しており、上段()内は、減額前の金額であります。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は26億円余であります。このうち主なものは工事中機械購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達につきましては、当社において平成22年10月20日に第17回無担保社債（3年債）100億円および平成23年2月23日に第18回無担保社債（3年債）30億円を発行いたしました。また、主要取引金融機関と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、「東日本大震災」の国内経済に与える影響は計り知れず、生産や個人消費の停滞が見込まれ、原油等の原材料価格の上昇も懸念されるなど、景気の先行きは不透明感が拭えない状況が続くものと予想されます。

建設業界におきましては、公共投資につきましては震災によるインフラ復旧工事、また公共投資・民間設備投資共に防災対策目的の投資が増加するものと予測されますが、被災地域以外での新規投資は手控えられることも懸念され、引き続き厳しい経営環境が続くものと見込まれます。

このような状況のなかで、当社は、利益重視の体質を維持し、当社グループの持続的発展を目指して中期経営計画の推進に全社一丸となって取り組み、引き続き「施工力」「受注力」の強化に注力するとともに、将来の利益ある成長に向け「脱請負」「グローバル化」へも努めてまいります。また、「MAEDA環境経営宣言」のもと、総合的な環境サービスの提供、環境関連技術の開発・展開、環境貢献活動への取り組みを推進し、更なる社業の発展に努力を重ねる所存でございます。

2. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第63期	第64期	第65期	第66期 (当期)
売 上 高 (百万円)	477,475	392,462	328,625	291,887
当 期 純 利 益 (百万円)	△45,806	2,620	2,376	△2,547
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△258.73	14.81	13.43	△14.39
総 資 産 (百万円)	453,130	424,439	384,985	356,104
純 資 産 (百万円)	134,484	122,456	126,273	118,438

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第63期	第64期	第65期	第66期 (当期)
受 注 高 (百万円)	313,395	255,613	273,281	306,863
売 上 高 (百万円)	417,761	345,870	288,291	247,689
当 期 純 利 益 (百万円)	△45,580	1,706	2,497	△2,360
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△246.22	9.22	13.49	△12.76
総 資 産 (百万円)	401,713	370,599	331,682	303,938
純 資 産 (百万円)	107,366	95,418	99,941	92,481

3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社前田製作所	百万円 3,160	% 43.03	建設機械の製造、販売、レンタル
株式会社 J M	350	100.00	建物・設備の点検、診断、修繕、改修、改装
フジミ工研株式会社	250	50.00	コンクリート二次製品の設計、製造、販売
フジミビルサービス株式会社	100	75.00	建築物のリニューアルおよびビルメンテナンス
正友地所株式会社	50	98.80	プロパティマネジメント事業
株式会社ミヤマ工業	25	74.20	地盤改良、各種のボーリングに関する工事の請負
匿名組合東雲レジデンシャルタワー	—	—	不動産開発事業
匿名組合青海シーサイドプロジェクト	—	—	不動産開発事業

(注) 匿名組合東雲レジデンシャルタワーおよび匿名組合青海シーサイドプロジェクトは、子会社が出資し実質支配しているため、連結子会社として扱っています。

4. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業およびそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「(特-19)第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(8)第41021号」として東京都知事免許を受けております。

5. 主要な営業所等

(1) 当 社

本 店：東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号

光が丘本社（東京都練馬区）

支 店：北海道支店（札幌市） 中部支店（名古屋市）

東北支店（仙台市） 関西支店（大阪市）

関東支店（さいたま市） 中国支店（広島市）

東京支店（東京都千代田区）九州支店（福岡市）

横浜支店（横浜市） 香港支店（中国）

北陸支店（富山市）

出 張 所：バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、米国（米国）

駐在員事務所：北京（中国）、ハノイ（ベトナム）

技術研究所（東京都練馬区）

※平成23年1月1日付で、本店を移転いたしました。

※平成23年4月1日付で、横浜支店を営業所とし、東京支店を東京建築支店、東京土木支店（ともに東京都千代田区）といたしました。

(2) 主要な子会社

株式会社前田製作所（長野県長野市）

株式会社JM（東京都千代田区）

フジミ工研株式会社（東京都千代田区）

フジミビルサービス株式会社（東京都中央区）

正友地所株式会社（東京都千代田区）

株式会社ミヤマ工業（東京都千代田区）

匿名組合東雲レジデンシャルタワー（東京都江東区）

匿名組合青海シーサイドプロジェクト（東京都江東区）

6. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	1,821	0
土木事業	1,225	22
不動産事業	25	△1
その他事業	636	△84
全社（共通）	68	△1
合計	3,775	△64

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,755	7	42.5	17.8

7. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	16,592
株式会社みずほコーポレート銀行	10,245

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況

1. 株式に関する事項

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 635,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 185,213,602株 |
| (3) 株主数 | 10,392名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
光が丘興産株式会社	24,311	13.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,843	6.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,055	4.3
前田道路株式会社	7,900	4.3
前田建設工業社員持株会	6,470	3.5
株式会社みずほコーポレート銀行	5,100	2.8
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,639	2.5
株式会社三井住友銀行	4,150	2.2
住友不動産株式会社	3,885	2.1
前田建設工業取引先持株会	3,058	1.7

(注) 持株比率は自己株式(115,437株)を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	前 田 靖 治	株式会社前田製作所 社外取締役
取締役副会長	廣 田 正	
代表取締役社長	小 原 好 一	執行役員社長
代表取締役副社長	江 尻 正 義	執行役員副社長、営業管掌
取 締 役	前 田 操 治	専務執行役員、エネルギー管掌 建築事業本部 営業推進担当 飯田橋再開発P J 担当
取 締 役	福 田 幸 二 郎	専務執行役員、経営管掌
代 表 取 締 役	長 谷 康 生	常務執行役員、安全管掌、土木事業本部長
取 締 役	永 尾 眞	常務執行役員、建築事業本部長
取 締 役	西 川 博 隆	常務執行役員、建築事業本部 営業推進担当
取 締 役	早 坂 善 彦	常務執行役員、東京支店長 株式会社ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス 代表取締役社長
取 締 役	小 倉 通	執行役員、関西支店長 東大阪消防P F I サービス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	半 林 亨	ユニチカ株式会社 社外監査役 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役
取 締 役	渡 邊 顯	成和明哲法律事務所 代表 弁護士 ジャパンパイル株式会社 社外取締役 株式会社ファーストリテイリング 社外監査役 株式会社角川グループホールディングス 社外監査役 MS&ADインヴェアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	徳 井 豊	
常 勤 監 査 役	中 西 健	
常 勤 監 査 役	和 田 秀 幸	
監 査 役	松 崎 勝	松崎法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	渡 辺 俊 之	渡辺公認会計士事務所 所長 株式会社フォー・ファイブ・ジャパン 代表取締役 税理士法人優和 理事長

- (注) 1. 取締役半林 亨および取締役渡邊 顯の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役徳井 豊、監査役松崎 勝および監査役渡辺俊之の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役徳井 豊氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務および税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役渡辺俊之氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績ならびに財務および会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役半林 亨氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
大江 秀次	平成22年6月25日	任期満了	取締役

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役渡邊 顯氏は、ジャパンパイル株式会社の社外取締役を兼務しており、同社と当社との間には、外注工事契約等の取引関係があります。
- ・社外役員のその他の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	半 林 亨	当事業年度において27回開催された取締役会のうち26回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。
取締役	渡 邊 顯	当事業年度において27回開催された取締役会のうち26回に出席し、弁護士としての専門的見地から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会意思決定の適正性を確保する提言を行っております。
監査役	徳 井 豊	当事業年度において27回開催された取締役会および16回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役として当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化および監査環境の改善を図る提言を行っております。
監査役	松 崎 勝	当事業年度において27回開催された取締役会のうち24回に、また16回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社グループ全体の業務の適正性の確保について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	渡 辺 俊 之	当事業年度において27回開催された取締役会のうち23回に、また16回開催された監査役会のうち15回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役半林 亨氏、取締役渡邊 顯氏、監査役松崎勝氏および監査役渡辺俊之氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 払 人 数	支 給 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (2名)	297,780,000円 (31,080,000円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	68,040,000円 (38,880,000円)
合 計 (うち社外役員)	19名 (5名)	365,820,000円 (69,960,000円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額384百万円以内（うち社外取締役分年額33百万円以内）と決議いただいております。なお、使用人分給与は含まないものとしております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	127百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準に関するアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

Ⅲ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として決議した事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「MAEDA企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守ならびに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令および定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、社長を議長とする「CSR戦略会議」を設置し、CSR活動の現状の把握、評価と今後の方針について審議します。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）について、文書管理規程および情報システムセキュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高い状態で保存および管理を行います。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「MAEDAリスク管理方針」およびリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が「MAEDA企業行動憲章」を阻害するリスクを管理します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、総合監査部が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、CSR・環境部が、法令遵守ならびに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「企業行動ヘルプライン・ホットライン」（内部相談・通報制度）を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

- (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催するなど、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人を置くとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、経営に関する重要事項を取締役会ならびに執行役員会に報告します。また、取締役および使用人は、職務執行に関し重大な法令、定款違反および不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直ちに監査役会に報告を行うものとします。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は総合監査部と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

2. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。

このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務および事業の方針を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情

報を提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることもあります。

(3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様に必要な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(356,104)	(負債の部)	(237,665)
流動資産	203,731	流動負債	141,177
現金預金	26,472	工事未払金等	49,194
受取手形・完成工事未収入金等	109,056	短期借入金	27,327
販売用不動産	20,865	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	988	未払金	2,286
未成工事支出金	14,712	未払法人税等	373
開発事業等支出金	8,404	未成工事受入金	23,185
材料貯蔵品	866	修繕引当金	458
繰延税金資産	71	賞与引当金	1,856
その他	23,282	役員賞与引当金	11
貸倒引当金	△989	完成工事補償引当金	587
固定資産	152,372	工事損失引当金	1,350
有形固定資産	60,480	過年度工事補償引当金	391
建物・構築物	20,102	その他	14,152
機械・運搬具・工具・器具備品	5,295	固定負債	96,487
土地	31,857	社債	36,976
その他	3,224	長期借入金	32,294
無形固定資産	888	繰延税金負債	4,590
投資その他の資産	91,003	退職給付引当金	16,828
投資有価証券	78,856	その他	5,799
長期貸付金	4,305	(純資産の部)	(118,438)
破産更生債権等	8,535	株主資本	108,569
繰延税金資産	80	資本金	23,454
その他	5,457	資本剰余金	31,709
貸倒引当金	△6,231	利益剰余金	55,923
資産合計	356,104	自己株式	△2,518
		その他の包括利益累計額	6,399
		その他有価証券評価差額金	6,429
		為替換算調整勘定	△30
		少数株主持分	3,469
		負債純資産合計	356,104

連結損益計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		291,887
売上原価		267,523
売上総利益		24,363
販売費及び一般管理費		22,445
営業利益		1,918
営業外収益		
受取利息配当金	1,228	
持分法による投資利益	1,369	
その他	332	2,931
営業外費用		
支払利息	2,383	
為替差損	536	
その他	569	3,489
経常利益		1,360
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	249	
移転補償金	2,390	
その他	213	2,869
特別損失		
投資有価証券評価損	3,810	
販売用不動産評価損	1,060	
貸倒引当金繰入額	1,055	
その他	942	6,869
税金等調整前当期純損失		2,639
法人税、住民税及び事業税		212
法人税等調整額		35
少数株主損益調整前当期純損失		2,887
少数株主損失(△)		△340
当期純損失		2,547

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日 残高	23,454	31,709	59,709	△2,517	112,356
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,238		△1,238
当期純損失(△)			△2,547		△2,547
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	△3,785	△1	△3,787
平成23年3月31日 残高	23,454	31,709	55,923	△2,518	108,569

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日 残高	10,181	△91	10,089	3,827	126,273
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,238
当期純損失(△)					△2,547
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△3,751	61	△3,689	△357	△4,047
当連結会計年度中の変動額合計	△3,751	61	△3,689	△357	△7,834
平成23年3月31日 残高	6,429	△30	6,399	3,469	118,438

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称 ㈱前田製作所、フジミビルサービス㈱

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称 タイマエダコーポレイション

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 3社

関連会社 4社

持分法適用の主要な非連結子会社の名称

タイマエダコーポレイション

持分法適用の主要な関連会社の名称

前田道路㈱、東洋建設㈱

当連結会計年度において、持分法適用非連結子会社1社は合併により消滅している。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

㈱ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、神大病院パーキングサービス㈱

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち匿名組合東雲レジデンシャルタワーの決算日は4月30日である。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金

個別法による原価法

② 販売用不動産、商品及び製品、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、一部の連結子会社では、一部資産を生産高比例法によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。

② 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当連結会計年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を引当て計上している。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を引当て計上している。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績率に基づく引当額を計上している。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

⑦ 過年度工事補償引当金

瑕疵補償期間を終了し相当期間経過した工事について、補修等による損失に備えるため、損失見込額を引当て計上している。

⑧ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を引当て計上している。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(7) 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっている。

(9) のれんの償却方法及び償還期間

金額に重要性がある場合には、5年間の均等償却とし、重要性が乏しい場合は、当連結会計年度の費用として一括処理している。

(10) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 会計処理基準に関する事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。

これにより、営業利益及び経常利益は2百万円減少し、税金等調整前当期純損失は20万円増加している。

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において区分掲記していた「貸倒引当金戻入額」は、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。

なお、当連結会計年度の「貸倒引当金戻入額」は94百万円である。

- (2) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示している。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

販売用不動産	10,909百万円
開発事業等支出金	7,569百万円
建物・構築物	973百万円
土地	388百万円
投資有価証券	1,956百万円
合計	21,797百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	6,751百万円
長期借入金	4,500百万円
社債	5,876百万円
固定負債(その他)	275百万円
合計	17,403百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	68,422百万円
3. 保証債務額	
借入金に対する保証債務	1,670百万円
工事に対する入札・履行保証債務	1,714百万円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 185,213千株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
平成22年6月25日の第65回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
 - 配当金の総額 1,238百万円 (注)
 - 1株当たり配当額 7.0円
 - 基準日 平成22年3月31日
 - 効力発生日 平成22年6月28日

- 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成23年6月28日開催予定の第66回定時株主総会において、次の議案が提出されます。
普通株式の配当に関する事項
 - 配当の原資 利益剰余金
 - 配当金の総額 1,238百万円 (注)
 - 1株当たり配当額 7.0円
 - 基準日 平成23年3月31日
 - 効力発生日 平成23年6月29日

(注)配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額である。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に建設事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達している。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクにさらされているが、当該リスクに関しては、受注管理規程及び経理規程等に沿って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、リスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規則に従い、市場変動等のリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	26,472	26,472	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	109,056	108,313	△742
(3) 投資有価証券	72,485	64,742	△7,742
資産計	208,014	199,529	△8,485
(1) 工事未払金等	49,194	49,194	—
(2) 短期借入金	27,327	27,327	—
(3) 社債（※1）	56,976	57,368	392
(4) 長期借入金	32,294	32,342	48
負債計	165,792	166,232	440
(1) デリバティブ取引（※2）	(0)	(0)	—

- (※1) 連結貸借対照表上の「1年内償還予定の社債」を含んでいる。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

負 債

(1) 工事未払金等、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

(1) デリバティブ取引

為替予約取引によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載している。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額6,370百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めていない。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府などの全国主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸複合施設等を所有している。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は590百万円である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計 年度末の時価
前連結会計 年度末残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
25,264	△1,650	23,613	26,737

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な要因は、建物の減価償却によるものである。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	649円66銭
2. 1株当たりの当期純損失	14円39銭

Ⅷ. その他の注記

1. 受取手形裏書譲渡高	1,244百万円
受取手形流動化による譲渡高	1,410百万円

2. 金額の端数処理
金額の百万円未満は、切捨て表示している。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月11日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 井 克 之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 尾 浩 明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 理	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(303,938)	(負債の部)	(211,457)
流動資産	181,382	流動負債	129,091
現金預金	23,879	工事未払金	42,918
受取手形	337	短期借入金	20,025
完成工事未収入金	106,322	1年内償還予定の社債	20,000
販売用不動産	9,817	未払金	2,100
未成工事支出金	15,658	未払法人税等	299
材料貯蔵品	34	未成工事受入金	22,908
短期貸付金	3,522	預り金	11,050
工事関係立替金	10,200	修繕引当金	333
その他	12,553	賞与引当金	1,542
貸倒引当金	△943	完成工事補償引当金	568
固定資産	122,555	工事損失引当金	1,324
有形固定資産	52,319	過年度工事補償引当金	180
建物・構築物	16,716	従業員預り金	4,306
機械・運搬具	2,164	その他	1,533
工具・器具備品	509	固定負債	82,365
土地	29,897	社債	31,000
建設仮勘定	3,030	長期借入金	27,594
無形固定資産	617	繰延税金負債	4,213
ソフトウェア	576	退職給付引当金	14,661
その他	41	その他	4,897
投資その他の資産	69,618	(純資産の部)	(92,481)
投資有価証券	41,446	株主資本	86,342
関係会社株式	17,327	資本金	23,454
長期貸付金	1,949	資本剰余金	31,579
破産更生債権等	8,460	資本準備金	31,579
長期前払費用	38	利益剰余金	31,357
その他	4,699	利益準備金	4,552
貸倒引当金	△4,301	その他利益剰余金	26,804
資産合計	303,938	別途積立金	27,500
		繰越利益剰余金	△695
		自己株式	△48
		評価・換算差額等	6,138
		その他有価証券評価差額金	6,138
		負債純資産合計	303,938

損 益 計 算 書

(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31日) (単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		247,689
完 成 工 事 原 価		227,994
完 成 工 事 総 利 益		19,694
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,110
営 業 利 益		2,584
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	1,662	
そ の 他	252	1,914
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,151	
為 替 差 損	533	
そ の 他	461	3,146
経 常 利 益		1,352
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	163	
移 転 補 償 金	2,367	
そ の 他	192	2,723
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,870	
販 売 用 不 動 産 評 価 損	1,060	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,053	
そ の 他	282	6,266
税 引 前 当 期 純 損 失		2,190
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		170
当 期 純 損 失		2,360

株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (単位: 百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成22年3月31日 残高	23,454	31,579	31,579	4,552	26,200	4,261	35,013	△47	90,000
当事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△1,295	△1,295		△1,295
別 途 積 立 金 の 積 立					1,300	△1,300	—		—
当 期 純 損 失 (△)						△2,360	△2,360		△2,360
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,300	△4,956	△3,656	△1	△3,657
平成23年3月31日 残高	23,454	31,579	31,579	4,552	27,500	△695	31,357	△48	86,342

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日 残高	9,940	9,940	99,941
当事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△1,295
別 途 積 立 金 の 積 立			—
当 期 純 損 失 (△)			△2,360
自 己 株 式 の 取 得			△1
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△3,802	△3,802	△3,802
当事業年度中の変動額合計	△3,802	△3,802	△7,460
平成23年3月31日 残高	6,138	6,138	92,481

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成工事支出金
個別法による原価法
 - (2) 販売用不動産、開発事業等支出金、材料貯蔵品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用
定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。

(2) 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて当事業年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上している。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を引当て計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を引当て計上している。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績率に基づく引当額を計上している。

(6) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

(7) 過年度工事補償引当金

瑕疵補償期間を終了し相当期間経過した工事について、補修等による損失に備えるため、損失見込額を引当て計上している。

(8) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を引当て計上している。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

7. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっている。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

これにより、営業利益及び経常利益は1百万円減少し、税引前当期純損失は7百万円増加している。

（表示方法の変更）

（1）貸借対照表

前事業年度において区分掲記していた「未収入金」については、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示している。

なお、当事業年度末の「未収入金」は2,195百万円である。

（2）損益計算書

前事業年度において区分掲記していた「貸倒引当金戻入額」は、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。

なお、当事業年度の「貸倒引当金戻入額」は94百万円である。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	投資有価証券	263百万円
	関係会社株式	34百万円
	合 計	297百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		53,510百万円
3. 保証債務額		
	借入金等に対する保証債務	12,521百万円
	工事に対する入札・履行保証債務	1,714百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権		14,223百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	425百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	9,563百万円
	関係会社に対する長期金銭債務	71百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 工事進行基準による完成工事高	226,739百万円
2. 完成工事高のうち関係会社に対する部分	2,463百万円
3. 完成工事原価のうち関係会社からの仕入高	42,375百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	1,090百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	110千株	4千株	—	115千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	13,206百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	5,967
たな卸資産等有税評価減	4,552
減損損失	2,963
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,202
投資有価証券有税評価損	1,655
工事損失引当金	538
その他	3,442
繰延税金資産小計	34,527
評価性引当金	△34,527
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△4,213
繰延税金負債合計	△4,213
繰延税金負債の純額	△4,213

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日における取得価額相当額	31百万円
2. 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額	25百万円
3. 当事業年度の末日における未経過リース料相当額	5百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

子会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	光が丘興産㈱	1,054	商社	(所有) 直接23.8 (被所有) 直接13.1	工事資材の 購入	工事資材の購入 (注1)	28,709	工事 未払金	2,314
子会社	匿名組合東雲 レジデンシャルタワー	—	不動産業	—	債務保証	債務保証 (注2)	5,876	—	—
子会社	匿名組合青海 シーサイドプロ ジェクト	—	不動産業	—	債務保証	債務保証 (注3)	4,500	—	—

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて価格交渉し、一般的取引条件と同様に決定している。

(注2) 匿名組合東雲レジデンシャルタワーの社債に対し、債務保証を行ったものである。

(注3) 匿名組合青海シーサイドプロジェクトの長期借入金に対し、債務保証を行ったものである。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たりの純資産額 499円63銭
- 1株当たりの当期純損失 12円76銭

Ⅸ. その他の注記

- 受取手形裏書譲渡高 1,204百万円
- 金額の端数処理
金額の百万円未満は、切捨て表示している。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井克之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松尾浩明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木理	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び総合監査部等内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画（職務の分担を含む。）に従い、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視し、検証しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役、執行役員等及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の調査を行いました。以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

前田建設工業株式会社監査役会

常勤社外監査役	徳	井	豊	㊟
常勤監査役	中	西	健	㊟
常勤監査役	和	田	秀幸	㊟
社外監査役	松	崎	勝	㊟
社外監査役	渡	辺	俊之	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、長期的な安定配当を維持することを基本とし、業績動向等も勘案の上、配当を行う方針としております。当期の剰余金の処分および期末配当につきましては、業績や厳しい経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額1,295,687,155円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月29日

第2号議案 取締役13名選任の件

現在の取締役13名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、新たに取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	まえ だ やす し 前 田 靖 治 (昭和19年7月7日生)	昭和47年9月 前田建設工業株式会社入社 昭和56年2月 取締役 昭和58年2月 常務取締役 平成2年6月 専務取締役 平成4年6月 取締役副社長 平成6年4月 代表取締役社長 平成12年6月 株式会社前田製作所取締役 平成19年6月 株式会社前田製作所社外取 締役、現在に至る 平成21年4月 代表取締役会長 平成22年4月 取締役会長、現在に至る	318,353株
2	ひろ た ただし 廣 田 正 (昭和21年8月1日生)	平成11年4月 株式会社住友銀行取締役 平成12年6月 同行常務取締役、常務執行 役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務 取締役、常務執行役員 平成14年6月 前田建設工業株式会社取締 役、専務執行役員 平成15年4月 経営管理本部長 平成16年6月 執行役員副社長 平成17年6月 代表取締役 平成19年1月 経営管掌 平成21年4月 取締役副会長、現在に至る	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	お ぼら こう いち 小 原 好 一 (昭和24年6月22日生)	昭和47年4月 前田建設工業株式会社入社 平成15年11月 経営管理本部総合企画部長 平成17年4月 執行役員 平成19年1月 調達本部副本部長 平成19年6月 取締役 平成19年11月 調達本部長 平成20年6月 常務執行役員、経営管理本 部長 平成21年4月 代表取締役社長、執行役員 社長、現在に至る	9,000株
4	え じり まき よし 江 尻 正 義 (昭和23年10月24日生)	平成12年6月 株式会社富士銀行執行役員 小舟町支店長 平成13年5月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執 行役員 平成14年6月 同行理事 平成15年2月 同行常勤監査役 平成16年5月 前田建設工業株式会社顧問 平成16年6月 取締役、専務執行役員 平成17年4月 システム管理担当 平成17年9月 C S R 担当 平成18年6月 情報 S S C 担当 平成20年6月 C S R ・ 環境担当 平成21年4月 代表取締役 平成21年4月 執行役員副社長、営業管 掌、現在に至る 平成21年6月 代表取締役副社長、現在に 至る	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5	まえ だ そう じ 前 田 操 治 (昭和42年12月6日生)	平成9年4月 前田建設工業株式会社入社 平成12年4月 関東(現、東京建築)支店 副支店長 平成14年6月 取締役、現在に至る 平成14年6月 常務執行役員 平成16年6月 専務執行役員、現在に至る 平成16年11月 建築本部長 平成19年1月 T P Mプロジェクトリーダー 平成20年6月 T P M担当、建築事業本部 営業推進担当 平成21年4月 飯田橋再開発 P J 担当 平成22年1月 エネルギー管掌 平成23年4月 関西支店長、現在に至る	69,706株
6	ふく た こう じろう 福 田 幸 二 郎 (昭和25年3月31日生)	昭和48年4月 前田建設工業株式会社入社 平成10年6月 経営管理本部経理(現、財 務)部長 平成12年6月 執行役員 平成14年4月 経営管理本部副本部長 平成14年6月 取締役、現在に至る 平成18年4月 常務執行役員、財務担当 平成19年1月 専務執行役員、経営管理本 部部長、調達本部長 平成20年6月 常務執行役員、財務管掌 平成21年4月 専務執行役員、経営管掌、 現在に至る	27,000株
7	なが お まこと 永 尾 眞 (昭和28年12月27日生)	昭和52年4月 前田建設工業株式会社入社 平成13年10月 建築本部建築部長 平成16年4月 建築本部副本部長(施工担 当)、安全環境本部副本部長 平成16年6月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員 平成18年6月 取締役、現在に至る 平成20年6月 万科 P J 担当 平成20年6月 建築事業本部長、現在に至 る 平成23年4月 専務執行役員、現在に至る	15,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
8	にし かわ ひろ たか 西川博隆 (昭和28年11月12日生)	昭和51年4月 前田建設工業株式会社入社 平成14年4月 福井支店(現、福井営業所) 長 平成16年6月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員、建築本部副 本部長(営業担当) 平成17年6月 取締役、現在に至る 平成19年1月 専務執行役員、建築本部長 平成20年6月 常務執行役員、現在に至る 平成20年6月 建築事業本部営業推進担当 平成23年4月 建築営業管掌、現在に至る	25,314株
9	はや さか よし ひこ 早坂善彦 (昭和28年3月5日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成16年4月 東関東支店(現、千葉営業 所)副支店長 平成17年4月 東関東支店長 平成19年1月 関東支店長 平成19年6月 株式会社ちばシティ消費生 活ピーエフアイ・サービス 代表取締役社長、現在に至 る 平成19年6月 執行役員 平成20年6月 常務執行役員、現在に至る 平成20年6月 東京支店長 平成22年6月 取締役、現在に至る 平成23年4月 東京建築支店長、現在に至 る	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
10	かき ぬま あき ひこ 柿 沼 昭 彦 (昭和27年9月8日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成18年3月 関東(現、東京土木)支店 土木部長 平成19年1月 執行役員、土木本部土木営 業統括部長 平成20年6月 香港支店長 平成23年4月 常務執行役員、土木事業本 部長、現在に至る	12,000株
11	しょう じ とし あき 荘 司 利 昭 (昭和27年5月4日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成8年1月 関西支店品質保証部長 平成14年4月 経営管理本部総合企画部人 事企画グループ担当部長 平成15年12月 経営管理本部人事部長 平成19年1月 執行役員 平成20年6月 経営管理本部副本部長、管 理部長 平成20年6月 人事管掌、現在に至る 平成21年4月 経営管理本部長、現在に至 る 平成22年4月 常務執行役員、CSR・環 境担当、現在に至る	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
12	はん ぼやし とおる 半 林 亨 (昭和12年1月7日生)	平成12年10月 ニチメン株式会社(現、双 日株式会社) 代表取締役社 長 平成15年2月 日本国際貿易促進協会副会 長 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホール ディングス株式会社(現、 双日株式会社) 代表取締役 会長・CEO 平成16年6月 ユニチカ株式会社社外監査 役、現在に至る 平成17年11月 株式会社ファーストリテイ リング社外取締役、現在に 至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外 取締役、現在に至る	0株
13	わた なべ あきら 渡 邊 顯 (昭和22年2月16日生)	昭和48年4月 弁護士登録、現在に至る 平成元年4月 成和共同法律事務所(現、 成和明哲法律事務所) 代表、 現在に至る 平成18年6月 ジャパンバイル株式会社社 外取締役、現在に至る 平成18年11月 株式会社ファーストリテイ リング社外監査役、現在に 至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外 取締役、現在に至る 平成19年6月 株式会社角川グループホー ルディングス社外監査役、 現在に至る 平成22年4月 MS&ADインシュランス グループホールディングス 株式会社社外取締役、現在 に至る	0株

(注) 1. 取締役候補者前田靖治氏は株式会社前田製作所の社外取締役であり、
当社は同社との間に建設機械等を購入するなどの取引関係がありま

す。

2. 取締役候補者渡邊 顯氏はジャパンパイル株式会社の社外取締役であり、当社は同社との間に外注工事契約等の取引関係があります。
3. 他の候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
4. 半林 亨および渡邊 顯の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は半林 亨氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ① 半林 亨氏につきましては、経営者としての長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 渡邊 顯氏につきましては、弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について渡邊 顯氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 - (3) 現に社外取締役であるときの就任してからの年数について半林 亨および渡邊 顯の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - (4) 責任限定契約について当社は、半林 亨および渡邊 顯の両氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、半林 亨氏および渡邊 顯氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役5名選任の件

現在の監査役5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、新たに監査役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	徳井 豊 (昭和23年4月25日生)	昭和47年4月 国税庁入庁 平成15年7月 同庁徴収部長 平成17年7月 社団法人日本租税研究協会専務理事 平成20年6月 前田建設工業株式会社社外監査役(常勤)、現在に至る	0株
2	稲津 俊昭 (昭和24年8月16日生)	昭和48年4月 前田建設工業株式会社入社 平成15年4月 土木設計部長 平成17年4月 土木技術部長 平成19年1月 技術本部副本部長 平成19年6月 執行役員 平成20年6月 技術管掌、技術研究担当 平成21年4月 常務執行役員、現在に至る 平成21年4月 技術・情報化管掌 平成23年4月 技術研究担当、現在に至る	3,000株
3	和田 秀幸 (昭和26年8月8日生)	昭和51年4月 前田建設工業株式会社入社 平成14年4月 経営管理本部管理部担当部長 平成17年1月 横浜支店管理部長 平成19年1月 横浜支店副支店長 平成19年6月 総合監査部長 平成21年6月 監査役(常勤)、現在に至る	3,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	まつ ぎき まさる 松 崎 勝 (昭和23年11月8日生)	昭和49年4月 横浜地方裁判所判事補(任官) 昭和52年4月 弁護士登録、現在に至る 昭和52年4月 桑田・松崎法律事務所 昭和64年1月 松崎法律事務所代表、現在に至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外監査役、現在に至る	1,000株
5	き とう もと ひろ 佐 藤 元 宏 (昭和22年2月21日生)	昭和49年10月 監査法人千代田事務所入所 昭和62年1月 新光監査法人社員 平成5年9月 中央新光監査法人代表社員 平成9年5月 中央監査法人評議員 平成17年9月 中央青山監査法人理事長代行 平成20年9月 新日本有限責任監査法人常務理事 平成23年6月 同法人退職予定	0株

- (注) 1. 候補者松崎 勝氏と当社の間には、係属中の訴訟に係る委任契約があります。
2. 他の候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
3. 徳井 豊、松崎 勝および佐藤元宏の3氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
- ① 徳井 豊氏につきましては、豊富な見識で当社の経営執行の適法性について客観的な助言や指導をいただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ② 松崎 勝氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律実務経験から当社の経営判断に的確な法的助言をいただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 佐藤元宏氏につきましては、公認会計士としての長年の経験と豊富な知識を当社の経営の監視に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外監査役候補者が現に当社の社外監査役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要について

徳井 豊および松崎 勝の両氏が社外監査役在任中に、両氏の就任前に受注した工事の談合事件に関し、営業停止命令等の行政処分を受けました。両氏は、事件判明後、再発防止の徹底および関係者の処分などについて意見表明を行うとともに、再発防止策の内容ならびに遵守状況を確認するなど、適正に職務を遂行しました。また、松崎 勝氏は、事件判明まで当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守およびコンプライアンスの重要性について提言を行い、注意を喚起しておりました。

- (3) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

徳井 豊氏につきましては、長年にわたり国税行政の実務経験を培われているとともに、会社財務・税務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。

松崎 勝氏につきましては、弁護士として長年にわたり法律実務経験を培われているとともに、経営に関する幅広い知識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。

佐藤元宏氏につきましては、公認会計士として長年にわたり会計監査の実務経験を培われているとともに、専門的知見ならびに企業会計に関する豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。

- (4) 現に社外監査役であるときの就任してからの年数について
徳井 豊および松崎 勝の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって徳井 豊氏は3年、松崎 勝氏は4年となります。

- (5) 責任限定契約について
当社は、松崎 勝氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。松崎 勝氏の再任が承認された場合、当該契約を継続し、また佐藤元宏氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成22年6月25日開催の当社第65回定時株主総会において、株主の皆様から当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）の承認を得て、同日より発効しております（現対応方針の有効期間は、本総会の終結時までです。）。

今般、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針の見直しを行った結果、平成23年5月13日開催の当社取締役会において一部を変更し、本総会における出席株主の皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを条件に、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の継続を決定いたしました。

本対応方針は、「大規模な買付行為の是非は、株主の皆様の判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株券等の大規模な買付行為を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供と当社取締役会による一定の評価期間の確保を要請する大規模買付行為に関するルールを設定することで、株主の皆様が適切な投資判断を行えることを可能としております。

本対応方針の継続にあたっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本対応方針の具体的な内容は、別紙（59頁～66頁）のとおりであります。今回変更した主な内容は次のとおりです。

- (1) 社外監査役退任に伴う第三者委員会委員の変更
- (2) 本対応方針の継続に伴う所要の修正

(第4号議案の別紙)

当社取締役会が決定した特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)の具体的な内容は下記のとおりです。

なお、本対応方針に対しまして、社外監査役を含む当社監査役5名はいずれも、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて

- ① 特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または、
- ② 特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたり、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、第2四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

当社は、戦前の困窮期の国家的利益、危急とされていた電力エネルギー需要に貢献するため、「公共の精神」を哲学として創設されました。そして戦後は、日本のダム建設を代表する企業として歩むとともに、青函トンネルや瀬戸大橋に代表される国家的事業への参画、開閉式ドーム、超高層マンションなどの建築分野への進出など活躍の場を拡げ、建設業およびその周辺事業を通じた「真に豊かな社会の創造」に貢献してまいりました。

また、当社は創業以来「誠実・意欲・技術」を社是とし、「良い仕事をして顧客の信頼を得る」を創業理念として、品質至上と顧客最優先のもと、顧客と地域社会に信頼感・安心感・満足感を与える品質を提供することを経営の基本方針としております。

なお、当社は平成22年度を初年度とする中期経営計画を策定し、基本理念を「すべてのステークホルダーから最も信頼される企業となる」といたしました。

基本理念を実現するための柱は、次のとおりであります。

- ① 環境経営No.1
 - ・事業、企業、個人のレベルで積極的活動
- ② すべての業務プロセスでクッションゼロ
 - ・真の原価のさらなる追求
 - ・仕事のやり方を変えて生産性向上
- ③ 社会変化に対応した改革の継続
 - ・ものづくりの上・下流への取り組み強化
 - ・新市場の開拓

以上の柱に基づいた中期経営計画の推進は、当社のステークホルダーの皆様にもたらすものと考えておりますが、そのためには中長期的な観点から安定的に事業経営を行うことが必須であると考えます。また、これらの柱の実行には、当社が永年に亘

り築きあげてきた顧客、従業員、取引先ならびに地域社会等との良好な関係が維持されることが必要不可欠です。これらに関する十分な理解ならびに国内外の顧客・従業員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の企業価値を適正に判断することは困難です。

従いまして、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主全体の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略ならびに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えております。そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、株主全体の利益および当社企業価値の保護に資するものと考え、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定しない場合に比べて、大規模買付者の予見可能性を確保するとともに、当社および株主の利益となるような大規模買付行為に対してまで、萎縮的効果を及ぼす事態を未然に防止できることにもなると考えております。

2. 本対応方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- ① 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、
 - ② 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役会に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

(2) 情報の提供

当該大規模買付者から、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した後10営業日以内に、適宜提出期限を定めた上、提供していただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。また、当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断または取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、本必要情報のリストの一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 当社株式の買付対価の算定根拠
- ④ 当社株式の買付資金の裏付け
- ⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等のすべての買付の場合は60日間
 - ② その他の大規模買付行為の場合は90日間
- を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買

付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
 - ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
 - ⑤ 買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、法令および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置は、当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択することとします。

なお、具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は添付1「新株予約権の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の公平さを担保するための手続き

(1) 第三者委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断については、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、第三者委員会を設置いたします。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任されるものとします。な

お、本対応方針の第三者委員会委員の氏名および略歴は、添付2「第三者委員会委員の氏名および略歴」とおりです。

(2) 取締役会が対抗措置を発動する場合の手続き

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、第三者委員会に対し諮問し、第三者委員会の勧告を受けるものとします。第三者委員会は、当社の費用で、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家等の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に第三者委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

5. 株主・投資家に及ぼす影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を行うことが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を守ることを目的として、法令および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置のしくみ上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るよ

うな事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行に際し、当社株主の皆様には新株予約権の取得後、所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになったときに、法令および証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日までに、株主名簿に記録される必要があります。また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要があります。

6. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結時から平成24年6月開催予定の当社第67回定時株主総会終結時までとします。ただし、当社第67回定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様の承認が得られた場合には、本対応方針の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様の方法により1年ごとに延長できるものとします。なお、当社取締役会は本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合であっても、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の改正・整備等を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行ってまいります。

以 上

(添付1)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件等

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、上記の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(添付2)

第三者委員会委員の氏名および略歴

松田 昇（まつだ のぼる）

略歴：昭和38年4月 東京地検検事（任官）
昭和62年8月 東京地検特別捜査部長
平成元年9月 最高検検事
平成5年7月 法務省矯正局長
平成7年7月 最高検刑事部長
平成8年6月 預金保険機構理事長
平成16年6月 三菱自動車工業株式会社企業倫理委員会委員長（現任）
平成16年9月 弁護士登録（現任）

半林 亨（はんばやし とおる）

略歴：平成12年10月 ニチメン株式会社（現、双日株式会社）代表取締役社長
平成15年2月 日本国際貿易促進協会副会長
平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社（現、双日株式会社）代表取締役会長・CEO
平成16年6月 ユニチカ株式会社社外監査役（現任）
平成17年11月 株式会社ファーストリテイリング社外取締役（現任）
平成19年6月 前田建設工業株式会社社外取締役（現任）
半林 亨氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

渡邊 顯（わたなべ あきら）

略歴：昭和48年4月 弁護士登録（現任）
平成元年4月 成和共同法律事務所（現、成和明哲法律事務所）代表（現任）
平成18年6月 ジャパンパイル株式会社社外取締役（現任）
平成18年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役（現任）
平成19年6月 前田建設工業株式会社社外取締役（現任）
平成19年6月 株式会社角川グループホールディングス社外監査役（現任）
平成22年4月 MS & AD インシュランスグループホールディングス株式会社社外取締役（現任）

渡邊 顯氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

松崎 勝（まつざき まさる）

略歴：昭和49年4月 横浜地裁判事補（任官）
昭和52年4月 弁護士登録（現任）
昭和52年4月 桑田・松崎法律事務所
昭和64年1月 松崎法律事務所所長（現任）
平成19年6月 前田建設工業株式会社社外監査役（非常勤）（現任）

松崎 勝氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

佐藤元宏（さとう もとひろ）

略歴：昭和49年10月 監査法人千代田事務所入所
昭和62年1月 新光監査法人社員
平成5年9月 中央新光監査法人代表社員
平成9年5月 中央監査法人評議員
平成17年9月 中央青山監査法人理事長代行
平成20年9月 新日本有限責任監査法人常務理事
平成23年6月 同法人退職予定

佐藤元宏氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす当社社外監査役候補であり、本定時株主総会で選任後、就任する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会 場：東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号 猿楽町ビル
当社 本店 電話 03(3265)5551(大代表)
- ・ JR総武線・都営三田線「水道橋駅」より徒歩4分
 - ・ 東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線「神保町駅」より徒歩8分

